

肝がん・重度肝硬変の医療費を助成しています

※助成を受けるためには参加者証が必要です。申請については裏面をご覧ください。

対象者について

- ・ B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変で入院治療または通院治療を受けていること
- ・ 年収が約370万円以下であること
- ・ 過去2年間で治療費の自己負担額が高額療養費の基準額を超える月があること

医療費の助成について

助成対象となる医療費

県が認定した※指定医療機関又は保険薬局で行われた高額療養費を超える肝がんおよび重度肝硬変の医療費(2月目以降)

※指定医療機関は下記の県ホームページに掲載しています。

助成方法

①入院の場合

→医療機関窓口での自己負担額が**1万円**になります。

- ・ 窓口では参加者証と医療記録票をご提出ください。

②通院の場合

→償還払いで自己負担額が**1万円**になります。

- ・ 窓口で償還払い請求書および医療記録票を記載してもらい、お住まいの地域の保健所にて償還払い申請手続きを行ってください。

※申請から入金まで3か月程度かかります。



医療費助成までの流れ(申請方法)

ステップ1 書類を医療機関で記載してもらう

①医療記録票

医療機関窓口または保険薬局にて治療状況について記載してもらう。

※交付申請後も治療を受ける度に記載が必要となります。

②臨床調査個人票

指定医療機関にて診断状況について記載してもらう。

※以上の書類の様式については、医療機関または保健所で入手することができます。

ステップ2 参加者証の交付申請を行う

上記書類と併せて、住民票などの必要書類をそろえ、お住まいの地域の保健所に申請を行ってください。

※参加者証の申請から交付まで3か月程度かかります。

※必要書類は県ホームページをご覧ください、下記までお問い合わせください。

ステップ3 医療費の助成（参加者証の取得後）

参加者証が交付されましたら、助成が受けられる状態になります。

※参加者証の有効期間は申請月の1日から1年間であるため、申請月から参加者証が交付されるまでの治療費に関しては償還払い手続きを行ってください。

申請・お問い合わせ先

最寄りの区役所または保健福祉(環境)事務所までお問い合わせください。

北 九 州 市	門 司 区	093-331-1888	福 岡 市	東 区	092-645-1076	筑 紫	092-513-5583
	若 松 区	093-761-5327		博多区	092-419-1089	粕 屋	092-939-1534
	戸 畑 区	093-871-2331		中央区	092-761-7340	糸 島	092-322-1439
	小倉北区	093-582-3440		南 区	092-559-5114	宗像・遠賀	0940-36-2366
	小倉南区	093-951-4125		西 区	092-895-7071	嘉穂・鞍手	0948-21-4815
	八幡東区	093-671-6881		城南区	092-831-4207	田 川	0947-42-9345
	八幡西区	093-642-1444		早良区	092-851-6659	北 筑 後	0946-22-3964
						南 筑 後	0944-69-5405
			久留米市	0942-30-9724	京 築	0930-23-2690	